

リビングリスク総合補償制度

(天災補償特約付普通傷害保険 (青年アクティブ型) 【損害保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】 リビングリスク総合補償制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。

お支払実績

2018年度お支払実績

60件 約302万円

掛金

●本人 月額掛金 **980円** ●配偶者・子ども 月額掛金 **930円** (掛金は年齢・性別にかかわらず同一です。)

※今年度より保険料率が改定となります、ご確認ください。

～こんなとき保険金は支払われました～

①スーツを破損した場合

お支払例 23歳 男性 Aさんのケース
駅前を通行中、工事中のフェンスから出ていた針金にスーツ(半年前に38,000円で購入)を引っかけて、右脚に大きなかき裂きができてしまった。(修理不能)。
携行品損害保険金
時価額31,680円-免責3,000円=28,680円

給付合計 **28,680円**

②他人の車を傷つけた場合

お支払例 36歳 女性 Bさんのケース
信号待ちで停車していた自動車に、息子が自転車で追突し、バンパーに傷をつけてしまった。
賠償責任保険金 修理代57,463円

給付合計 **57,463円**

保険金をお支払いできない主な場合

補償項目	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害	死亡・後遺障害保険金	・自殺・闘争行為 ・法令に定める酒気帯び運転や無免許運転に起因するもの
	入院保険金	・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
	手術保険金	・妊娠・出産・早産・流産による傷害 ・山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンングライダー搭乗などの危険な運動中の事故
	通院保険金	・自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 など
賠償責任保険金	・仕事上の事故 ・自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ・地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など	
携行品損害保険金	・置き忘れまたは紛失 ・有価証券、自転車・ハンングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ・塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ・地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など	
キャンセル費用保険金	・妊娠・出産・早産・流産による入院に起因するもの ・地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など	
レンタル用品賠償責任保険金	・職務の用に供される間の損壊・盗取 ・地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など	
救援者費用等保険金	・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ・地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など	

●「保険金をお支払いできない主な場合」は、特に注意していただきたい事例になります。詳しくは33ページの「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

給付内容

① ケガ・事故による入院・通院・手術・死亡等



交通事故で被害を受けて骨折した



スキーで転んで骨折した

本人	死亡保険金	300万円
配偶者・子ども	後遺障害保険金(程度により)	12~300万円
	入院保険金	日額 3,800円
	手術保険金(状況により)	1.9・3.8万円
	通院保険金	日額 2,400円

② 賠償責任(注)



自転車で通行人にケガをさせた
※仕事上の事故を除く



買物中子どもが誤って高価な陶磁器を破損した

本人

最高3,000万円

③ 携行品損害



旅行中、ひったくりにあいカバンを盗まれた
※警察への盗難届が必要



外出先でメガネを誤って落とし破損した

本人

最高10万円
(免責金額3,000円)

④ レンタル用品賠償責任(注)



国内でレンタルしたビデオカメラを誤って落とし破損した

本人

最高30万円
(免責金額3,000円以上)

⑤ キャンセル費用



交通事故のケガによる入院のため旅行をキャンセルした

本人

最高10万円
(免責金額1,000円以上)

⑥ 救援者費用等



旅行先でのケガによる14日以上入院で家族が現地にかけた

本人

最高200万円

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)
・配偶者 本人またはその配偶者の同居の親族 本人またはその配偶者の別居の未婚の子ども、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。
また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
●記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
●本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退となります。
●賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
●本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。
【お取り扱いできない事項の例】
・保険期間中のコース変更 ・保険期間の変更 ・掛金の払込方法の変更 など

申込コース

申込コース	制度内容内訳	加入区分
V	所得補償+リビングリスク	本人
W	所得補償	
X	リビングリスク	配偶者 子ども
Y	リビングリスク	
Z	リビングリスク	



お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。